

ひきこもり支援施策の現状について

令和3年3月

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課

「ひきこもり」の定義など

I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

* 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

II 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事のときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

調査時期	調査対象者	有効回答数	広義のひきこもり群			(内 訳)			
						狭義のひきこもり群		準ひきこもり群	
			実数	出現率	推計数	実数	推計数	実数	推計数
平成27年度	15～39歳	3,115人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人
平成30年度	40～64歳	3,248人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人

III 厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」 ～ 抜粋 ～

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかねばならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

ひきこもり支援施策の全体像

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ。
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要。
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施。
- 就労準備支援等の実施体制の整備促進
- 就労支援の機能強化

ひきこもりに特化した事業

ひきこもりサポート事業

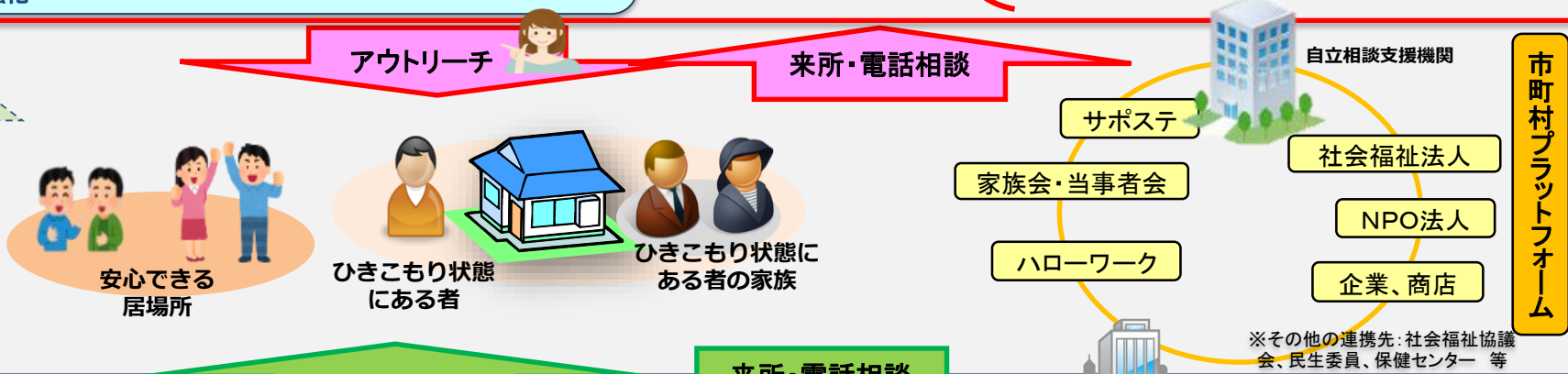
- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う。
- 中高年をはじめ当事者個々が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- 調査研究や広報の実施

★ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

★SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を行う。

【令和2年度第三次補正予算案】

○多職種チームによる専門的助言
★市町村プラットフォーム設置・運営の支援
令和2年度第三次補正予算案



都道府県（指定都市）域

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

来所・電話相談

ひきこもり地域支援センター

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポーター）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う。
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

国

★普及啓発と情報発信

★ひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図り、当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進

I

課題

- いわゆる就職氷河期世代は、概ね1993年～2004年に学校卒業期を迎えた世代（2020年4月現在、**大卒で概ね38～49歳、高卒で概ね34歳～45歳**）であり、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。
- これまで不安定な就労を繰り返しており、概して**能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。**
（原因）学卒時に不安定就労・無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離転職等
- また、加齢（特に35歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、**安定した職業に転職する機会が制約されやすい。**
- 不安定な就労状態にあるため、**収入が低く、将来にわたる生活基盤等が脆弱。**

II

これまでの経緯

- 平成31年3月27日及び4月10日、経済財政諮問会議において、安倍総理から「就職氷河期世代への対応が重要であり、活躍の場を更に広げるための3年間の集中プログラム」を取りまとめるよう指示。
- 令和元年5月29日、「**厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン**」をとりまとめ。
- 令和元年6月21日に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「**就職氷河期世代支援プログラム**」に上記プランの内容が盛り込まれるとともに、政府全体の目標として、「3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、**同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す**」こととされた。
- 令和元年7月31日、内閣官房が「就職氷河期世代支援推進室」を設置し、11月26日には、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム（議長：全世代型社会保障改革担当大臣、副議長：厚労大臣、構成員：関係大臣、支援団体、労使、地方の代表団体、有識者など）」を開催。 ※令和2年6月29日に第2回を開催。
- 令和元年12月23日、就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「就職氷河期世代支援プログラム」に盛り込まれた各施策を具体化した「**就職氷河期世代支援に関する行動計画2019**」をとりまとめ。

Ⅲ 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度）
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（約40万人程度）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）（推計は困難）

Ⅳ 主な取組

➤ 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

- 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
- 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進

- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業を以下のとおり展開

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得支援を「出口一体型」で実施
- 短期資格等習得コースにおいて、働きながらでも受講しやすい土日、夜間等の訓練を提供
- トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充等

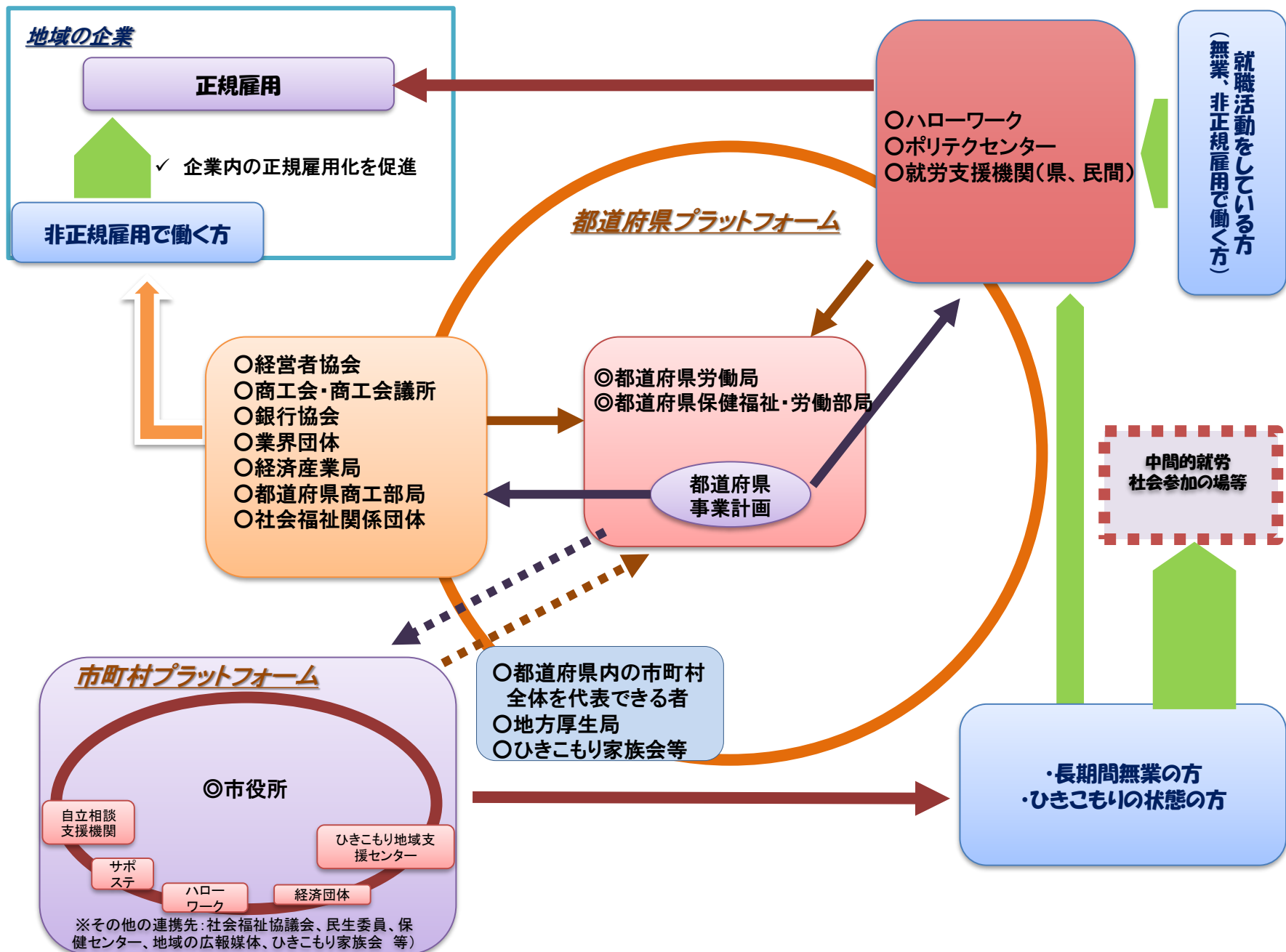
◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーション（サポステ）において、支援対象を49歳にまで拡大し、相談体制を整備
- サポステから生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）の実施

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加え、社会とのつながりを回復できた好事例の周知
- 生活困窮者自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置するほか、生活困窮者の受入理解のある企業の開拓等
- 中高年のひきこもり状態にある者への就労に限らない多様な社会参加の場の確保等
- 8050問題等の複合的な課題を抱える世帯への他機関協働による支援体制の拡充

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



基本的考え方

- 就職氷河期世代の中には、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられ、生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。
- このため、地域の創意工夫を活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならない。
- 「就職氷河期世代支援プログラム」（「骨太方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においてとりまとめ）では、現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、就職氷河期世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指し、今後3年間を集中的に取り組むべき期間と定めている。他方、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、息長く支援していく必要がある場合も十分に想定される。
- 本行動計画の実行に必要な予算については、集中的な取組期間である3年間、安定的に確保する。特に、相談・支援機関の強化・連携や本人に対する支援策については、大幅に新設・拡充するとともに、地域における先進的・積極的な取組への支援を含め、関係者が安心して取り組めるよう、**令和元年度補正予算から、令和4年度予算までの3年間で650億円を上回る財源を確保。**
- 本行動計画においては、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、オンラインでの相談業務やテレワークの環境整備などに取り組む。あわせて、就職氷河期世代をめぐる雇用情勢が厳しいことを踏まえ、就職氷河期世代の専門窓口の拡充など、個別の支援策の拡充を図る。

相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細やかな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援の実施
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立（出口型型）（業界団体等と連携した即効性のある就職支援等）
 - 業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援
 - 観光業、自動車整備業、建設業、造船・船用工業、船員等への新規就業者の確保・育成
 - 農業、林業、漁業への新規就業者の確保・育成
 - 求職者支援訓練
- （キャリアアップ・就職に向けたリカレント教育等）
 - リカレント教育に関する大学・専修学校等の取組の支援

- 採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備
 - 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）
 - トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
 - キャリアアップ助成金（正社員化コース）
 - 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）
 - 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした募集集会の拡大
 - 採用選考を兼ねた社会人インターンシップの実施の推進
 - セキュリティ人材のキャリアアップ等の促進
 - 中小企業による多様な人材の確保・活用に向けた支援
 - 障害者や生活困窮者向けの農林水産業に関する技能習得研修等の支援
- 民間ノウハウの活用
 - 民間事業者のノウハウを生かした不安定就労者の就職・定着支援

個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
 - アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
 - 地域若者サポートステーションの支援の充実
- 支援の輪の拡大
 - ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化
 - ひきこもり当事者等によるSNS・電話等による支援の充実
 - 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等
 - ひきこもり支援に携わる人材の養成研修
 - 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進
 - ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習開催への支援等
 - 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング
 - 就労準備支援事業等の広域の実施による実施体制の整備促進
 - 農業分野等との連携強化モデル事業の実施
 - 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進
 - 女性向け就労支援等を行う地方自治体の取組への支援等

その他の取組

- 一人一人につながる戦略的な広報の展開
 - 就職氷河期世代等に関する積極的な広報の実施
- 地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策
 - ふるさとワーキングホリデーの推進等
 - 戦略的な求人ツール等を活用した若者人材の移転支援
- テレワークの推進
 - 柔軟な働き方が可能なテレワークの全国への普及促進
 - 地方への人の流れづくりに資するテレワーク
 - 適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進
- 公務員の中途採用の促進
 - 国家公務員の中途採用の促進
 - 地方公務員の中途採用の促進
- 労使の取組
 - 積極的な採用促進、人材育成の充実、就労や社会参加に向けた取組を一層推進。

プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催 ○ 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した先進的・積極的な取組への支援
- ※ 毎年、全国プラットフォームにおいて、取組状況のフォローアップを実施し、施策の改善・見直しにつなげる。
 - ・ 個別施策の見直しに向けて、施策の効果の的確に評価することが可能となるよう、個別施策の支援先のデータの収集・整理に取り組むことにより、原則として、就職氷河期世代を支援した実績とその他の世代を支援した実績を明らかにする。
 - ・ 各事業の実施に当たっては、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューとしていく必要があることに鑑み、当事者をはじめとする関係者の声に耳を傾け、地域における施策の運用実態を把握しながら、不断の見直しを行いつつ、取組を進めていく。

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況

※ 調査時点 令和元年12月
調査対象 1,741市区町村

- 1,741自治体のうち、**943自治体 (54.2%)** が相談窓口を明確化している
- 明確化している943自治体のうち、**589自治体 (62.5%)** が窓口を住民に周知している
- 周知していない自治体のうち、**39自治体**が令和元年度中に、**101自治体**が令和2年度に周知を予定している

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

(自治体数)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
自治体数 (A)	20	58	737	926	1,741
明確化している自治体数 (B)	20	43	431	449	943
自治体数に占める割合 (B) / (A)	100.0%	74.1%	58.5%	48.5%	54.2%

(2) 相談窓口の周知状況

周知している自治体数 (C)	20	39	337	193	589
窓口を明確化している自治体数に占める割合 (C) / (B)	100.0%	90.7%	78.2%	43.0%	62.5%
自治体数に占める割合 (C) / (A)	100.0%	67.2%	45.7%	20.8%	33.8%

(3) 周知の時期 (予定)

周知済	令和元年度中に周知を予定	令和2年度に周知を予定
589	39	101

自治体数に占める割合
589自治体/(A) 33.8%

自治体数に占める割合
39自治体/(A) 2.2%

自治体数に占める割合
101自治体/(A) 5.8%

(4) 窓口の周知方法 (複数回答)

① 行政機関が発行する広報紙にリーフレット等を折り込み	52
② 行政機関が発行する広報紙に窓口情報を掲載	364
③ 民間が発行するコミュニティ紙にリーフレット等を折り込み	10
④ 自治会の回覧板にて回覧・配布	60
⑤ 訪問してリーフレット等を配布	54
⑥ 郵送してリーフレット等を配布	27
⑦ 窓口及び関係機関でのリーフレット等の設置・配布	321
⑧ ホームページで周知	323
⑨ その他※2	134

周知方法

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもり状態にある方やご家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

※2 その他の例・・・民生委員等が配布、小・中・高校から配布、研修会・講演会等で配布等

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果

※調査時点 令和元年12月
 調査対象 47都道府県
 1,741市区町村

■実施自治体数 ※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県 (n=47)	市区町村			合計 (n=1,788)	
		(n=1,741)	指定都市 (n=20)	一般市・区 (n=795)		町村 (n=926)
自治体数	23 (49%)	298 (17%)	9 (45%)	148 (19%)	141 (15%)	321 (18%)

■調査方法 ※ () は、調査実施自治体数(n)に占める割合

調査方法	民生委員・児童委員 (アンケート・聞き取り)	保健師・NPO・事業者 (アンケート・聞き取り)	標本調査 (無作為抽出によるアンケート)	全戸調査 (アンケート)	その他 (当事者からの聞き取り、 住民からの連絡など)
自治体数	244 (76%)	81 (25%)	34 (11%)	7 (2%)	5 (2%)

■調査実施321自治体のうち、80自治体が調査結果を公表

【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和元年12月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォームの設置・運営

【市町村プラットフォーム】

- 就職氷河期世代支援の取組の中で、社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用
- 「市町村プラットフォーム」は、就職氷河期世代支援の支援対象者のうち、特に社会参加に向けた支援を必要とする方への支援に対応
- 自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等が連携し、地域資源・ニーズの把握や、適切な支援へつなぐ等の取組を推進

先行事例 ～愛知県における市町村プラットフォームの構築～

《県が実施した取組》

- ・市へ県の担当者が出向き、プラットフォーム設置に係る事業説明を実施（令和元年9月）。
- ・全市、県機関（県福祉相談センター、保健所）を対象とした合同説明会を開催（令和元年9月）。
- ・上記後、既存の会議体（生活困窮者自立支援事業における支援調整会議等）の活用を推奨したうえで、管内市町村に向けた市町村プラットフォームの設置予定時期等に関する意向調査を実施（令和元年9月、11月）。



《市町村PFの設置状況》

- ・令和元年度中に県内全域（全54市町村）で設置が完了。
- ・うち町村域は県福祉相談センターが事務局となり圏域単位での設置。

設置自治体 | 豊川市

- 既存の会議体を活用（支援調整会議）
- 事務局：生活困窮者自立支援制度担当課
- 構成団体：
自立相談支援機関、就労準備支援機関、
地域若者サポートステーション、ハローワーク、
ひきこもり家族会、障害者就業・生活支援センター、
社会福祉協議会、保健所

設置自治体 | 愛知県

- 既存の会議体を活用（支援調整会議）
- 事務局：海部福祉相談センター（県機関、町村域を所管）
- 構成団体：
大治町、蟹江町、飛鳥村、県自立相談支援機関、
地域若者サポートステーション、ハローワーク、
経済団体、障害者就業・生活支援センター、
社会福祉協議会（2町1村）、民生委員・児童委員、保健所

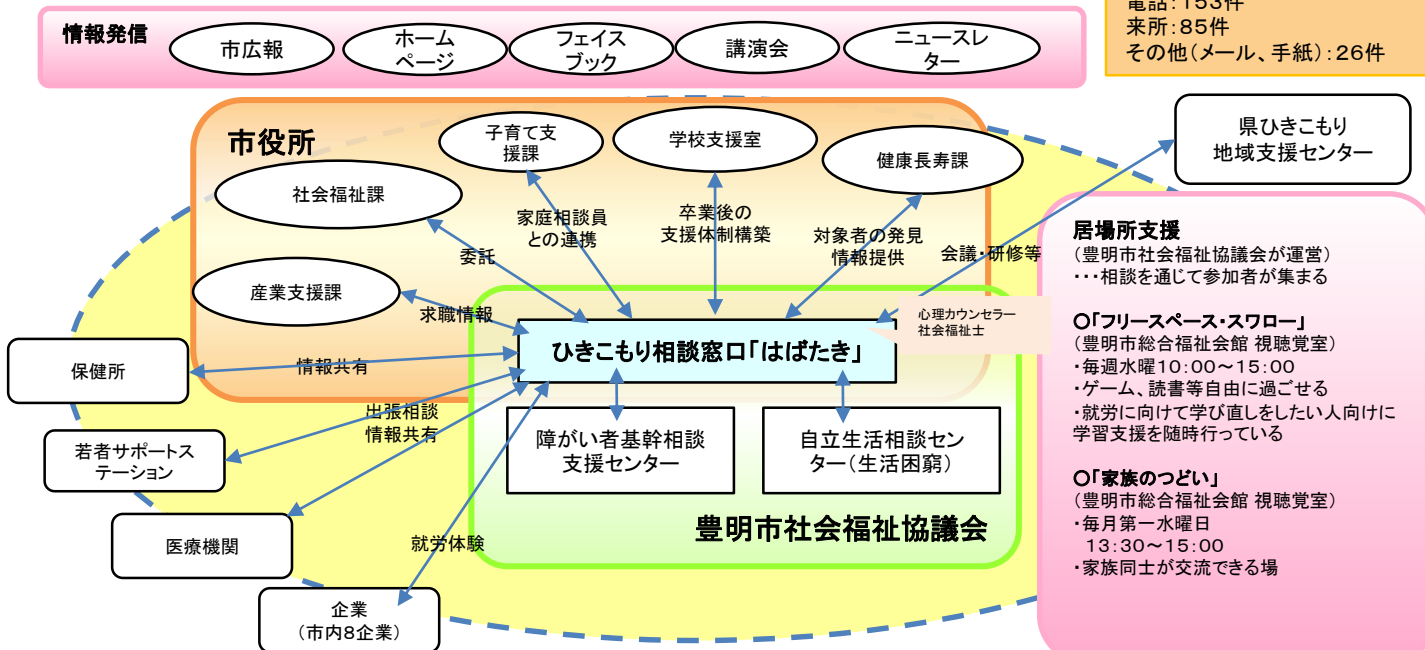
市町村におけるひきこもり支援の取組(愛知県豊明市)

- 市役所内に相談窓口を設置(市社会福祉協議会に委託)。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先(社会福祉協議会)が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

豊明市のひきこもり支援体制図

人口:68,691人(平成30年10月1日時点)

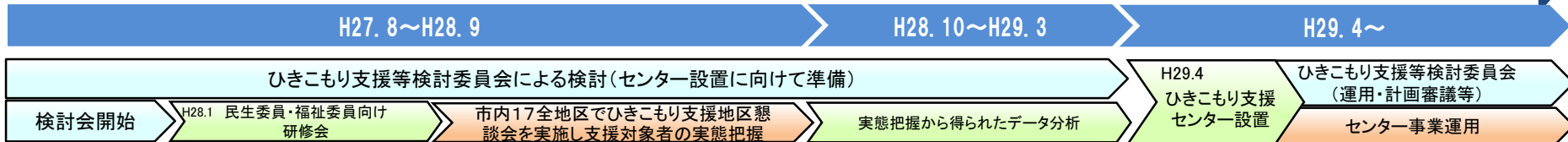
○相談件数
(平成30年4月~12月)
電話:153件
来所:85件
その他(メール、手紙):26件



市町村におけるひきこもり支援の取組(岡山県総社市)

- 体制**
- ひきこもり事例の個別相談に対応する中で、ひきこもり支援は社会全体の課題であると位置付け、組織的な支援体制を検討するために、「ひきこもり支援等検討委員会」を設置。検討委員会で、実態調査・分析・検討の上、平成29年4月にひきこもり支援センター「ワンタッチ」を設置。その後も検討委員会は継続し、センター運営・計画・推進・予算執行・規定制定等について審議。
 - ひきこもり支援センターは、市社会福祉協議会が受託して実施。市社会福祉協議会では、ひきこもり支援センターのほか、生活困窮者支援センター、障がい者基幹相談支援センターなど横断的な総合相談支援体制を構築。
 - ひきこもり支援センターでは、専属職員2名(精神保健福祉士・社会福祉士)が、電話、来所、訪問等で相談対応し、関係機関、地域と協働して支援を展開。
- 取組**
- サポーター研修・サポーター定例会ミーティングを実施し、活動を共有。当事者・専門職・サポーターによる居場所設置を企画し、空き屋を活用した居場所を設置。
 - 当事者家族を対象に家族会「ほっとタッチの会」を設立。居場所を利用し月1回活動。
 - 検討委員会において、支援者養成WG・事例検討WG・社会参加WGをそれぞれ開催。

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用までのプロセス



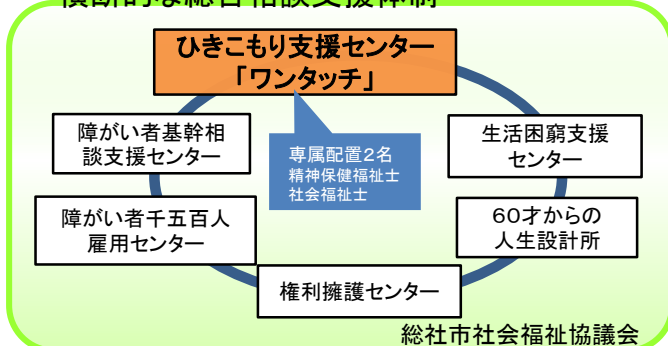
人口: 69,052人(平成31年4月末時点)

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収【把握人数】207人

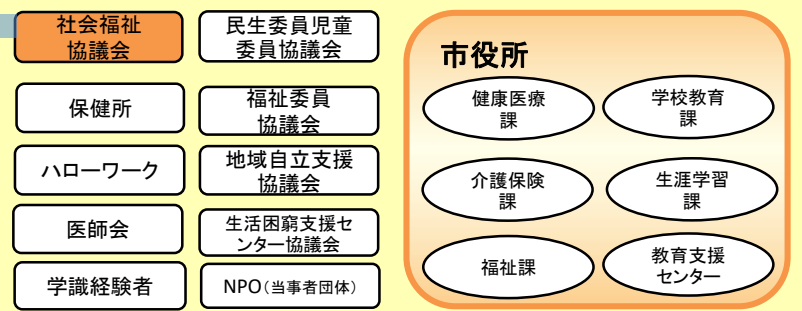
○相談件数(平成30年4月~平成31年3月)

- ・電話: 766件
- ・訪問: 518件
- ・来所: 855件
- ・その他(メール、手紙): 190件

横断的な総合相談支援体制



ひきこもり支援等検討委員会(2ヶ月に1回開催)



ひきこもり支援センターの運営、計画、推進等にかかることを一体的に検討

- ・個別支援事例について協議検討
- ・サポーター養成講座等の企画
- ・就労体験、ボランティア体験、中間就労、生活支援サービスなど多様な社会参加の形態創出を検討
- ・市内社会福祉法人連携の検討 など

- ひきこもりサポーター養成講座 全5回講座/年
- 当事者・家族・民生委員・福祉委員・ボランティア・大学生など
- サポーターフォローアップ研修
- フリースペース見学や専門家による研修
- サポーター定例会ミーティング
- 活動を共有、あらたな発見等につなげる

- 居場所開設 相談支援で関わる事例からイメージした「居場所」を当事者・専門職・サポーターを交え企画実施
- 空き屋を活用し「居場所」設置

- 家族会「ほっとタッチの会」設立 当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図る。「居場所」を活用し、毎月1回活動している。

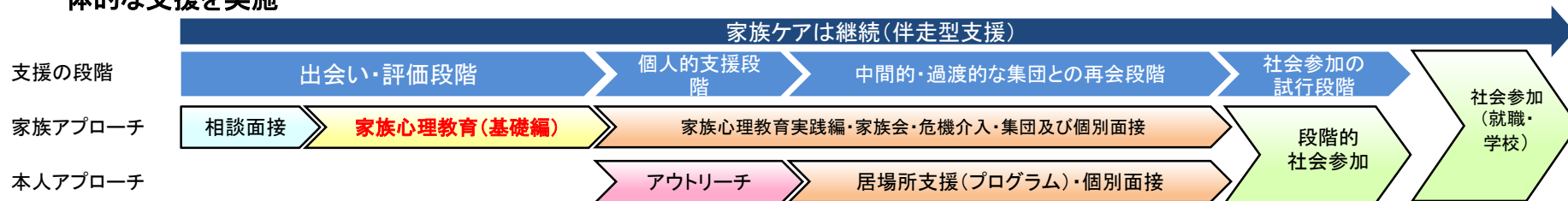
- 地域との協働支援事例 民生委員から、家族(3人)が、ひきこもり状態で近所づきあいがなく庭木が伸びて近所が困っている、挨拶しても返事がないとセンターに相談 地域包括支援センター、民生委員と繰り返し訪問し、地域住民との関係ができ、庭木の剪定ができた。



市町村におけるひきこもり支援の取組(山口県宇部市)

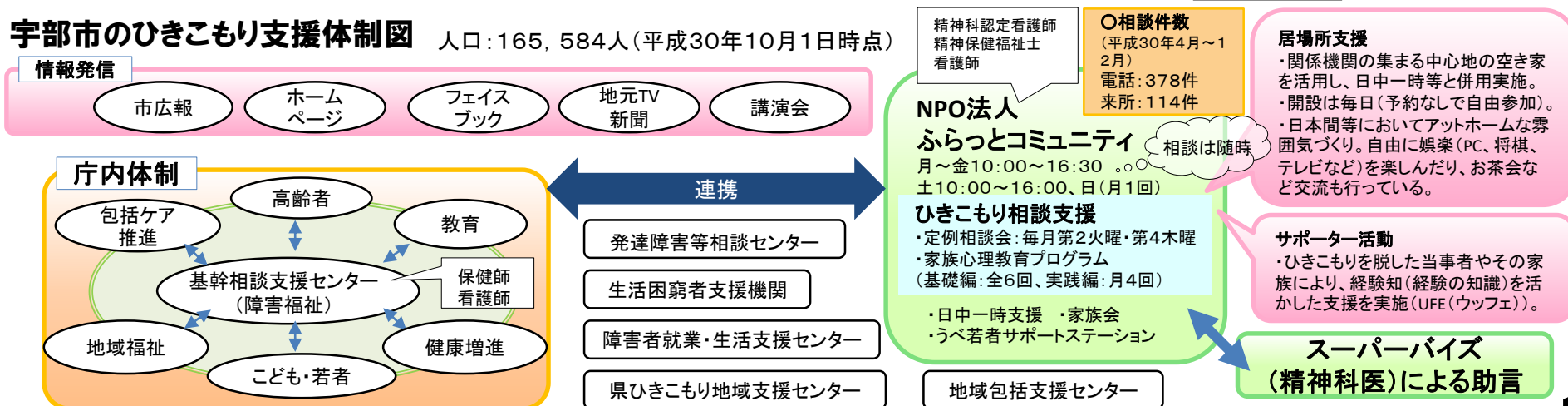
- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議(月1回)を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施(精神保健福祉士、看護師が相談に対応)。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受ける中、ひきこもりに関する相談も受け付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守る中、自由に来て過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職(精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師)がサポーターに登録し、派遣(アウトリーチ支援を含む)されている。元当事者やその家族もサポーターとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会など、家族のニーズに合わせたグループでの相談会(家族心理教育実践編)を開催している。

一体的な支援を実施



宇部市のひきこもり支援体制図

人口:165,584人(平成30年10月1日時点)



全国ひきこもり支援基礎自治体サミット in そうじゃ
(令和元年 8月26日)



わたしたちは、すべての人々に寄り添う自治体となることを目指し、
家族会、当事者の会、福祉関係者とともに、
ひきこもり支援に果敢に取り組むことを宣言します。

群馬県安中市、愛知県豊明市、滋賀県守山市、
岡山県総社市、山口県宇部市



厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る 令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算 ※社会参加実現に向けたプログラム関係

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算案において、以下の事業に必要な経費を計上している。

情報のアウトリーチの推進

1 ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (新規) 令和3年度予算案：1.5億円

地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

より身近な場所での相談支援の実施

1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 令和3年度予算案：31.7億円

自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 令和3年度予算案：11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 令和3年度予算案：1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。
※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 令和3年度予算案：5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援機能強化事業 (一部新規) 令和3年度予算案：6.5億円、令和2年度第三次補正予算案：140億円の内数

就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する(実施主体について、指定都市や中核市等を追加。)

また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。このほか、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。

3 地域におけるひきこもり支援の充実

中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実 令和3年度予算案：11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々に適した支援の充実のため、当事者個々が参加しやすい居場所づくりや家族に対する相談・講習会の開催等を実施。

ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実 (新規) 令和2年度第三次補正予算案：140億円の内数

SNSや電話等によるカウンセリング相談やオンラインでの居場所の実施などリモートでのひきこもり当事者等による相談支援等を充実する。

社会参加等に向けた支援のための市町村プラットフォーム設置・運営の促進

○都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援 (新規) 令和2年度第三次補正予算案：140億円の内数

官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

地域共生社会の実現に向けた取組

○重層的支援体制整備事業等の実施 (新規)

属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業等を実施する。

- ◇ 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしており、令和2年度は、ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を行っている。
- ◇ 令和3年度は、国から地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。（新規）

実施主体：国

アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和3年度予算案：31.7億円（31.7億円）

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

実施主体：市等
補助率：10/10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

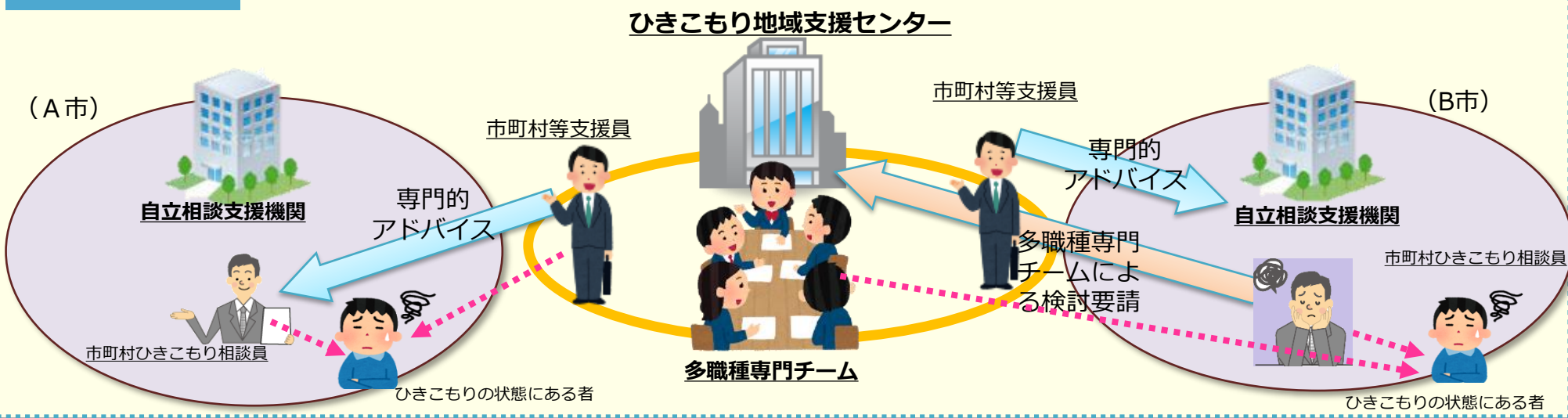
イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考える市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

実施主体：都道府県・指定都市
補助率：1/2

事業イメージ



ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

- ◇ ひきこもり状態にある者への相談支援については、ひきこもり地域支援センターと生活困窮者自立相談支援機関等により行うこととしているが、生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高めるとともに、センターとの円滑な連携を図っていく必要がある。
- ◇ このため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修においてテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

実施主体：国

※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成。

中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実

令和3年度予算案：11.5億円（11.5億円）【再掲】

- ◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもり状態にある者の年齢にかかわらず支援を行ってきており、中高年のひきこもりの状態にある者をはじめとした当事者個々のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。
- ◇ 例えば、ひきこもり状態にある者の中には、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。
また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする者もあり、ひきこもり状態にある者の家族への支援も必要とされている。
- ◇ このため、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、当事者個々に適した支援の充実を図るため、
市町村において、中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

(例)

- ・年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
- ・ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
- ・家族に対する、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習

※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なもの。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

実施主体：都道府県、市町村
補助率：1/2

ひきこもりサポート事業

I 事業の目的

- 地域におけるひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、それぞれの状況に応じた社会参加に向けた支援を実施する。

II 事業の実施主体・補助率等

- (1) 実施主体 : 市区町村（社会福祉法人、NPO法人、家族会その他民間団体へ委託可）
※ ひきこもりサポーターを派遣する場合には、都道府県も実施可
- (2) 国庫補助率 : 1/2
- (3) 国庫補助基準額 : 市区町村の人口区分に応じて、5,000千円～11,000千円
※ 都道府県が実施する場合は、一律に5,000千円

実施自治体数(令和2年度)
122市区町村
6都道府県

III 事業内容

(★)の事業は取組が必須

相談窓口、支援機関の情報発信(★)

相談窓口や利用可能な支援機関の情報をHPや広報紙等の媒体を活用して、住民に分かりやすく発信する。

(自治体の取組例)

- ◆ホームページ・ブログでの情報発信
- ◆広報紙・パンフレット・チラシの配布
- ◆地元紙・ラジオでの情報発信



地域の実態やニーズの把握

地域におけるひきこもりの実態や支援ニーズを把握する。

(自治体の取組例)

- ◆住民を対象としたアンケート調査の実施
- ◆支援者へのアンケート調査の実施
- ◆支援の利用者へのアンケートやヒアリングの実施



居場所づくり(★)

ひきこもり状態にある者が、同様の状態にある者と安心して過ごすことができ、社会参加の第一歩となる居場所づくりを行う。

(自治体の取組例)

- ◆フリースペースの開設
- ◆イベント、グループワークの開催
- ◆ひきこもり女子会の開催



講習会・家族会等の開催

ひきこもり状態にある者や家族等に向けた講習会・講演会や、家族同士が交流できる家族会等を開催する。

(自治体の取組例)

- ◆家族の情報交換会、研修会の開催
- ◆専門家による講演会の開催
- ◆親子関係等の課題発見に向けたグループワークの実施



ひきこもりサポーターの派遣

ひきこもりサポーター(※)による訪問支援や居場所の運営等を実施する。

(※)ひきこもり経験者や家族等を含むひきこもり支援に関心がある者で、都道府県・市町村が実施する研修を受講した者。

(自治体の取組例)

- ◆サポーターによる訪問支援の実施
- ◆サポーターによるフリースペース運営の補助



ネットワークづくり

様々な主体と連携して、効果的な支援が実施できるよう、関係機関とのネットワークづくりを行う。

(自治体の取組例)

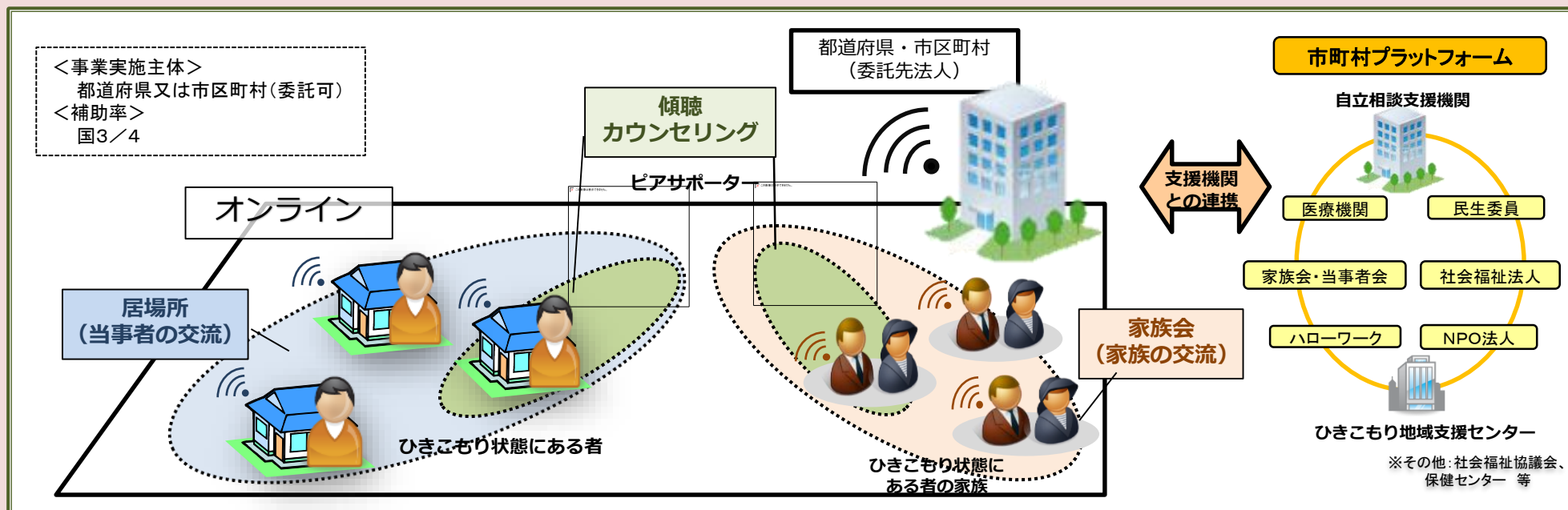
- ◆福祉・医療・教育・就労・大学・NPO等の関係者からなるネットワークの構築
- ◆当事者、家族、支援機関を対象としたシンポジウムの開催



ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援の充実 （新規）

令和2年度第3次補正予算：140億円の内数（一）

- ◇ 新型コロナウイルス禍においては、感染拡大防止に配慮した居場所等の実施や相談支援が求められている。
また、ひきこもり当事者にとって、当事者・経験者との会話は安心できるものであり、加えて、SNS等を用いたオンラインによる相談は、対面での相談に比べて相談に対する心理的ハードルが低い。
- ◇ このため、SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を充実し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、支援機関への相談に抵抗感を抱くひきこもり状態にある者が相談しやすい環境を整え、必要な支援へ繋ぐ。



実施主体: 都道府県、市町村
補助率: 3/4

◇ 官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

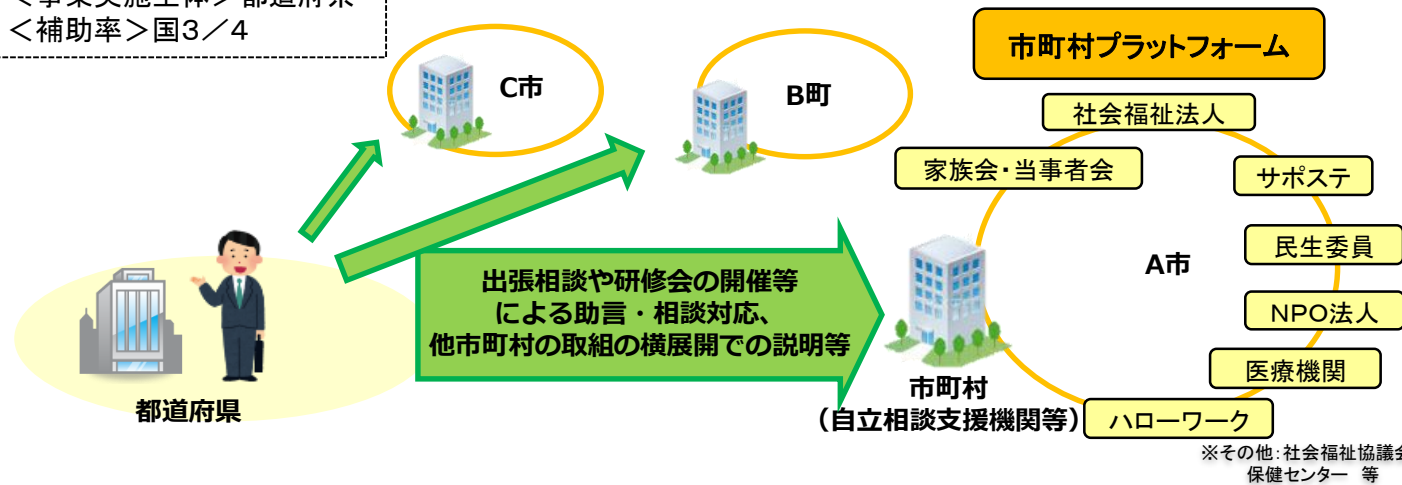
実施主体：都道府県
補助率：国3/4

事業の概要

○ 都道府県による管内市区町村に対する「市町村プラットフォーム」の設置・運営についての出張相談や研修会等の実施により、市町村プラットフォーム設置のノウハウや他市町村の取組事例の横展開を図り、市町村プラットフォームの設置およびプラットフォームを通じた支援を促進する。

事業のイメージ

<事業実施主体> 都道府県
<補助率> 国3/4



市町村プラットフォームの役割

- ①個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有
- ②地域における支援方針の検討
- ③つながり作りの支援等に関する都道府県プラットフォームへの要請等

重層的支援体制整備事業の実施

令和3年度予算案：609億円の内数（一）

- ◇ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設）を実施**する。

（重層的支援体制整備事業の事業内容）

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）、障害分野（障害者相談支援事業）、子ども・子育て分野（利用者支援事業）、
- ・生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害分野（地域活動支援センター事業）子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮分野（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

重層的支援体制の整備に向けた支援等

- ◇ 市町村の重層的支援体制の整備を促進するため、「**重層的支援体制整備事業への移行準備事業**」、「**都道府県による市町村への後方支援**」等の支援を行う。

地域就職氷河期世代支援加速化交付金(令和2年度3次補正予算 30億円)

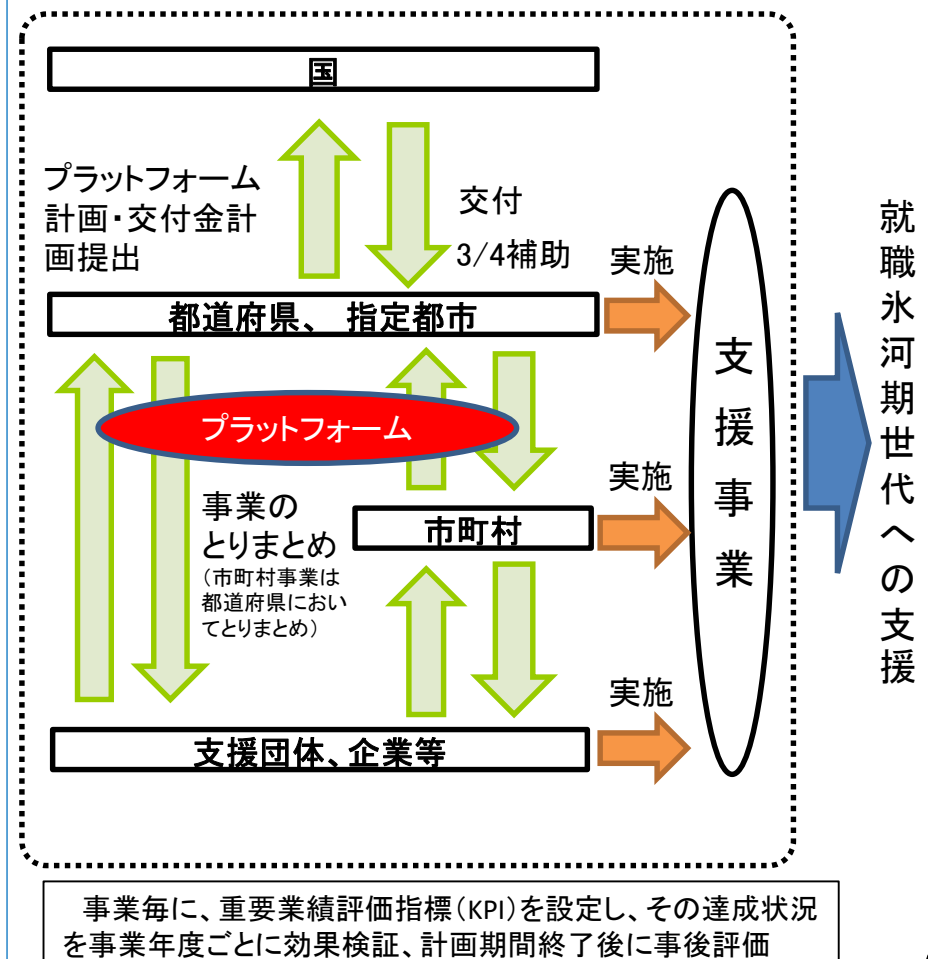
事業概要

- 就職氷河期世代支援は、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を強力に後押しするとともに、優良事例を横展開。

事業メニュー(交付金対象例)

- **地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証**
 - ・地域のシンクタンク等への委託 等
- **就職氷河期世代に特化した相談支援の実施**
 - ・就労のみならず生活・健康・社会参加等について相談を受け、関係機関につなぐための相談窓口の開設 等
- **多様な働き方や社会参加の場の創出**
 - ・ひきこもりの者に対する居場所の整備・提供
 - ・就職氷河期世代への支援を強化する認定就労訓練事業所への支援
 - ・長く働けなかった中高年の子どもと元気な高齢の親が、一緒に働く機会の提供(いわゆる「親子ペア就業」) 等
- **地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催 等**
- **社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減**
 - ・広域移動時の交通費の支給
 - ・就労を前提とした奨学金の返還支援 等
- **他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等**
 - ・補助対象人数を超えた相談員の配置
 - ・補助対象回数を超えた支援人材養成研修の開催
 - ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充

事業スキーム



地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

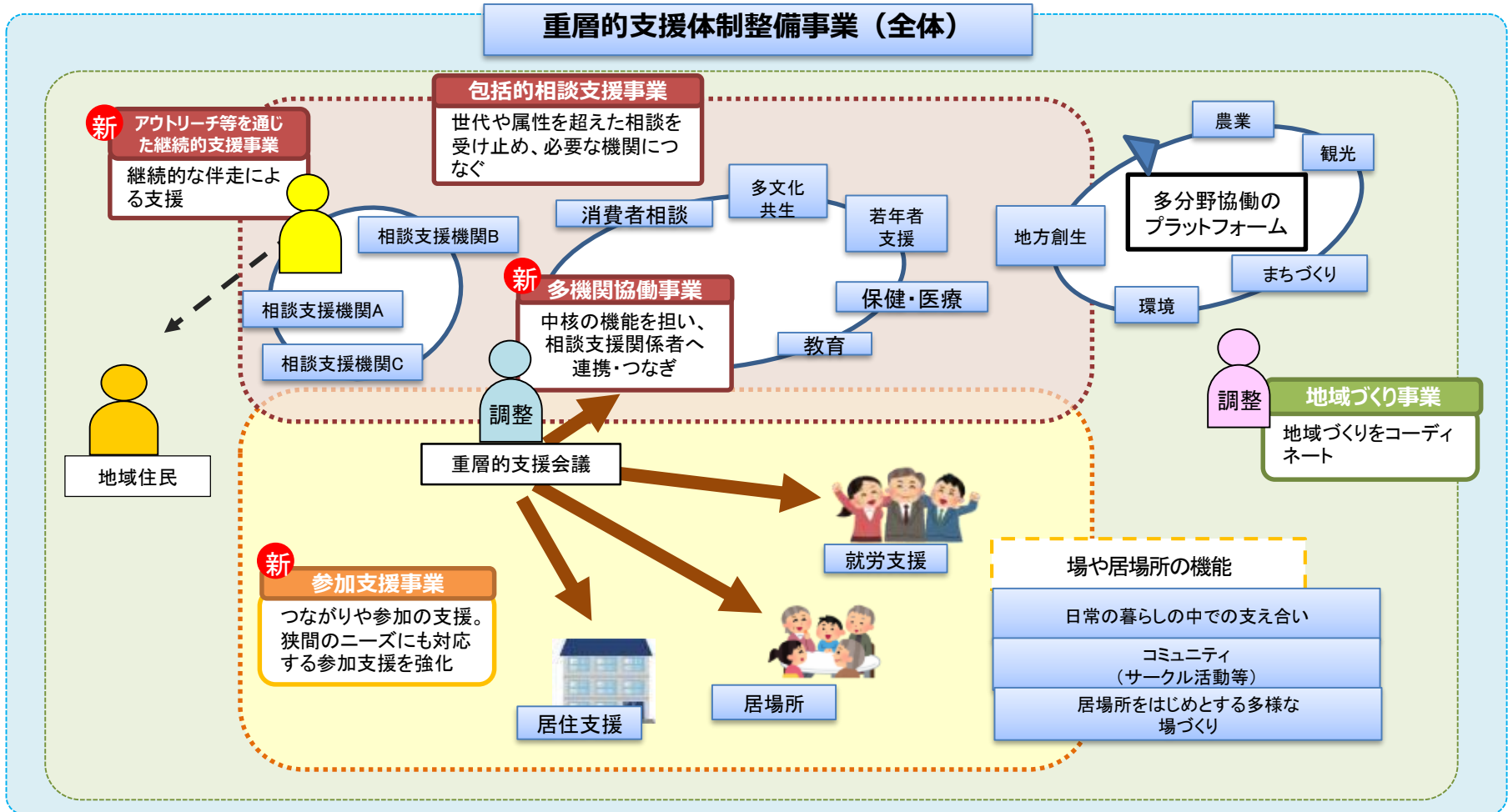
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

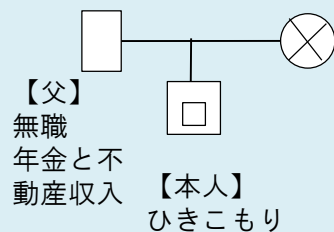
(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



家族構成



<本人>
Aさん(男性)51歳

<家族構成>
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。**
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。**